

**厚生労働省通知**

**○「保育所の設置認可等について」の取扱いについて**

平成12年3月30日 児保第10号  
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管  
部(局)長宛  
厚生省児童家庭局保育課長通知

本日、平成12年3月30日児発第295号「保育所の設置認可等について」(以下「児発第295号通知」という。)が施行されたところであるが、この取扱いについては次の事項に留意されたい。

記

- 1 児発第295号通知の第1の2の(3)社会福祉法人以外の者による設置認可申請の①審査の基準については、以下のとおりであること。
  - (1) アにおいて「必要な経済的基礎がある」とは、以下の①及び②のいずれも満たすものをいうこと。
    - ① 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、平成12年3月30日児発第297号「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。
    - ② 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
  - (2) ウにおいて「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園をいうこと。
  - (3) エにおいて「保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、申請者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが当初から明らかな者をいい、例えば、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第3項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者や、同条第1項に基づく報告徴収に対して虚偽の報告等を行ったことがある者などは、これに該当すること。
  - (4) オにおいて「財務内容が適正であること」とあるが、直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。
- 2 昭和41年2月2日児福第3号「保育所の設置認可等について」は廃止する。

なお、この通知は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。